

1 0 0 条 調 査 特 別 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和7年6月6日	午前10時00分
招 集 場 所	多古町議会	議場
開 会	令和7年6月6日	午前10時00分
出 席 委 員	◎勝 又 一 徳	○飯 田 良 一 宇 井 伸 征 伊 橋 孝 太 郎 行 橋 千 春 橋 本 孝 之 佐 藤 利 治 佐 藤 幸 三 菅 澤 博 隆 高 坂 恭 子 土 井 秀 敏 石 渡 悦 子 鵜 澤 茂
欠 席 委 員	な し	
会議録署名委員	石 渡 悦 子 鵜 澤 茂	
事 務 局	事 務 局 長 鈴 木 裕 之 事 務 局 篠 塚 雪 乃	
協 議 事 項	1 証人尋問 2 今後の委員会の開催について 3 その他	

会 議 の 経 過

○委 員 長 おはようございます。ただいまの出席委員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより、本日の委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町議会委員会条例第24条により石渡悦子委員、鵜澤茂委員を指名いたします。

これより議事に入ります。本日は、証人尋問を行います。本件について出頭を求めた証人は、鳴滝真吾君の以上1名であります。

それでは、証人に入場していただきます。

暫時休憩します。

(証人入場)

再開します。

証人におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。本委員会へのご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定によるものであり、また、これに基づいて、この尋問には民事訴訟法に関する規定が準用されることになっています。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっています。

すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の關係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の關係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者または、これらの職にあった者が、その職務上知りえた事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の關係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せ

られることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

なお、本委員会は公開としております。発言は、個人情報に関する事項以外は、全て公開されることをご承知おきください。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

傍聴の方も含めまして、全員ご起立を願います。

(全員起立)

宣誓書を朗読願います。

○鳴滝真吾証人 良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

○委員長 それでは証人は、宣誓書に署名押印をお願いします。
暫時休憩します。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時06分

再開します。ご着席ください。

これから証言を求めることになりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは、おかけになってよろしいですが、お答えの際は、ご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。委員におかれましては、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう、また、証人の人権に十分留意されますようお願いをいたします。

また、質問に対して証人は、自己の体験した事実のみを述べるものでありますので、証人に意見や考えを求めることはできません。

さらに、尋問は捜査ではありませんので、証人を責めるような口調態度であってははいけませんので、委員各位におかれましては、ご注意ください。

それでは、鳴滝真吾証人から証言を求めます。

最初に、私から人定事項をお尋ねいたします。鳴滝真吾証人の氏名、住所、職業、生年月日については、お配りした紙に記載のとおりで間違いありませんか。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 間違いありません。

○委員長 では、次に、同じく私から、お尋ねをいたします。質問は、一問一答形式で行います。

それでは質問いたします。

まず、たこみん新聞創刊号の発行に際して、相談した相手とその内容及び時期などについて、

いくつかお伺いをいたします。

1点目として、たこみん新聞創刊号の配架・配布依頼をする前、令和5年3月下旬に、選挙管理委員会に電話にて問合せをして、当該議員の写真を新聞に掲載することが、選挙や公職選挙法などに影響が出ないか確認をされています。これは、何らかの問題意識があつてのことだと考えられますが、どのような問題意識をお持ちだったのか。また、確認が必要と判断した理由についてお答えをお願いします。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 そちらに関しましては、事前に当時の配偶者と新聞の内容を決定する際に、誰を、その応援者としてコメントを掲載させていただくかということを相談をしておりました。その結果、現在掲載された方々を選定させていただいたのですが、選挙管理委員会さんの方に相談をさせていただいたのは、そもそも選挙のことだったり、その関連についてはちょっと知識が足りない部分もあつたので、そういったことをしてもいいのか確認の意図がありました。そうですね、掲載をさせていただくにあたり相談を、掲載してもいいのかという打診をした際にですね、当該議員からも選挙管理委員会の方には相談をした方がいいだろうという話がありましたので、相談をさせていただきました。以上です。

○委員長 2点目として、第三者からの助言や指摘があつて選挙管理委員会への確認が必要と判断されたのか。また、助言や指摘があつた場合は、その助言や指摘があつた時期及び内容についてお答えをお願いします。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 第三者からの助言、指摘に関しては、当時の配偶者のみとなっております。他に相談をした方はおりません。以上です。

○委員長 ただいまの質問の中で、時期という形がありましたが、時期についてのお答えをいただきたいと思います。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 たこみん新聞を制作するにあたって、内容をどうしていくか検討していた時期が3月、2023年3月になりますので、3月に準備している期間、相談をさせていただいていました。以上です。

○委員長 次に、たこみんFM局の開局に関していくつか伺います。まず1点目ですが、たこみんFMの開局日はいつかお答えをお願いします。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 2023年4月24日です。

○委員長 2点目としまして、FM局のプレオープン期間があつたかと思いますが、その期間はいつからいつまでであつたかお答えをお願いします。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 同年、2023年の4月18日から23日の一週間です。

○委員長 3点目といたしまして、多古町議会議員選挙の告示日は令和5年4月18日で、投開票日は4月23日です。今、お答えいただきましたように、たこみんFMの開局日と投開票日の翌日であり、プレオープンの期間は選挙の告示期間とほぼ重複しています。開局日とプレオープンの期間をこの日に決めた理由について、また、決定したのはいつなのかをお答え願います。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 この日に決定した理由については、まず選挙の告示日と投開票日が18日、そして23日ということは存じ上げておりましたので、それに合わせてプレオープン期間にするということを、ちょっと詳しい日程まではちょっと覚えてませんが、3月か2月の終わり頃には決めておりました。この理由につきましては、選挙の、あれ何て言うんですかね。選挙番組といいますか、候補者の皆さんが、NHKさんとかでもやってるような、ああいった選挙番組をたこみんFMでもできないかということを当初検討しておりまして、その期間をプレオープン期間としてできると、たこみんFMとして多古町の皆さんにメディアとしての機能を周知していただくことができるんじゃないかなというふうに検討して、その期間に決定をしました。以上です。

○委員長 ただいまお話しがありましたが、重ねてですねお尋ねをいたします。

4点目として、プレオープン期間を利用して、多古町議会議員選挙の特定立候補者に関する情報発信をする予定がありましたか。ただいまお答えをいただきましたが、重ねてお願いをいたしたいと思います。

また、発信した事実があるか、お答えを願います。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 特定の議員のみではなく、全候補者の方々の発信を、計画を当初しております。結果的に、選挙管理委員会さんの方に相談をさせていただきまして、その当時、選挙管理委員会さんから千葉県選挙管理委員会さんの方まで相談がいつているかと思うんですが、この、何て言うんですかね、千葉県知事より、千葉県議会議員と、市町村の首長選挙、市町村の議員に関しては、そういった選挙番組、選挙報道に関しては放送してはいけないという法律があるということを選挙管理委員会さんの方から伺いまして、たこみんではそういったことをやらない、むしろやらないというかできないことがわかり、結果的にはそのプレオープン期間に関しては事前に制作をしていた著作権の問題が全くない自分で制作したBGMのみを放送させていただきました。以上です。

○委員長 鳴滝証人に申し上げます。ただいま質問の範囲を若干超えているような形がございますので、質問一問一答方式でお願いをいたします。

次に、たこみん新聞創刊号に掲載された文章や写真の内容について、いくつか伺います。

1点目として、創刊号に掲載されました写真についてですが、当該写真を掲載することに決めた理由についてお答えを願います。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 当該議員からご指摘の写真をいただきましたので、お預かりしましたので、それをそのまま掲載をさせていただいたということになります。以上です。

○委員長 ただいまの証言と重なりますが、再度お伺いをいたします。

2点目として、当該写真については、いつ、誰から提供を受けたものなのかお答えを願います。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 具体的な日にちに関しては、ちょっとはつきりとは覚えておりませんが、2月後半なのか3月前半なのか、選挙の準備をされている時期にいただいたかと記憶しております。本人からいただいております。

○委員長 3点目ですが、当該写真と同じ写真が多古町議会議員選挙用ポスターに使われていますが、同じ写真が選挙ポスターに使われることを事前に知っていたのかお答えを願います。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 事前に知っておりました。

○委員長 最後に、新聞に記載されている文章について伺います。新聞の裏面になるかと思いますが、中段あたりに、「こんな番組始まります」という見出しがあり、その下にいくつかの項目が書かれています。その一つに「選挙や多古町の行政に関する番組」という項目があります。ここに書かれている「選挙」とは、どのような意味、どのような内容を予定していたのかお答えを願います。

鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 先ほどお話をさせていただいた内容と重複する部分もあるかと思いますが、プレオープン期間ですね、選挙関連の番組を放送する予定がありましたので、予定というか計画がありましたので、それをそのまま文面として掲載させていただいた次第でございます。

○委員長 以上で、私からの共通質問を終了いたします。

次に、委員の皆様から証人に通告いたしました事項につきまして、補足質問があれば、これを許します。質問はございませんか。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 では、1点目と2点目のところにつきましての再質問をさせていただきたいと思います。1点目のところで、確認した相手方で配偶者の方と当該議員本人ということでおっしゃっていたと思うんですけども、2点目のところで、誰かからの助言や指摘があった、選挙管理委員会に確認したのは、誰かからの助言や指摘があったのかというところに関し

ては、配偶者のみということでお答えいただいたと思うんですけども、1点目の質問の時には、選挙管理委員会に確認した方がいいということに関しては、当該議員の本人からも言われたということでおっしゃってたと思うんですが、2点目のところでは配偶者の方しかあがってなかったのも、これは両者ということ間違いはないですか。

○委員長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 両者で間違いはないです。すみません、ちょっと第三者というところで認識を間違えていたのかなと思います。当該議員と当時の配偶者、両者になります。

○委員長 宇井委員。

○宇井伸征委員 もう1点再質問させていただきたいと思います。最後のところで、選挙のコメントが記載されたことについてですね、鳴滝さん本人がどういったことを想定されていたかということだったんですけども、政見放送絡みのことを予定していたというお話がありました。当初は4年に1度の何かしらの選挙のみを取り上げていこうと思ったということで、普段、町政、政治、どういう政策で町を良くしていくとかそういったことを取り上げていくという意識とは全く違ったところで、選挙のことだけを取り上げていこうと思ったということで間違いはないですか。ご確認お願いします。

○委員長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 ありがとうございます。当初計画していたものに関しては、プレオープン期間の政見放送、おっしゃるとおりのものかなと思うんですが、たこみんFM自体が、いろいろなパーソナリティが集まるコミュニティとして機能するところを目的としておりますので、参加するパーソナリティそれぞれの番組で、そういった政治に関連するお話があってもいいかなというのは頭の中にはありました。以上です。

○委員長 他にございますか。

飯田委員。

○飯田良一委員 私から何点か質問をさせていただきます。まず、選挙管理委員会へ問合せた上で、企画をもととしていた政見放送等の企画ができないことがわかったということでございますが、この掲載内容についてなど詳細にわたって選挙管理委員会と話しをしたという事実はございますか。

○委員長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 掲載内容に関しては、詳細に確認を取っておりませんでした。掲載をするか否かというところだけ確認をさせていただいたところです。以上です。

○委員長 飯田委員。

○飯田良一委員 続きましてですね、当該写真に関してお尋ねをいたします。証言の中で、当該議員から預かったのかということでございました。そして、いつ、誰から提供を受けたのかという証言につきましては、日にちこそはもう分かりませんが、2月末から3月の初旬に本

人からという形でございました。これのことにしまして、情報がないと、もちろん我々は写真提出しておりませんので、当該議員との事前のやり取りがあったと思われます。そこに関して詳細をお願いいたします。

○委員長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 本日、私、たこみんFM合同会社の代表としてこちらに参加をさせていただいておりますが、会社を2つ持っておりまして、もう1つ株式会社キャストという会社がございます。そちらは動画制作やウェブ制作、デザインの制作などをやっております、当該議員の選挙ポスターの制作も請け負っております。以上です。その流れで、あの写真を事前にやり取りをして、お預かりしたということになります。以上です。

○委員長 飯田委員。

○飯田良一委員 それではですね、最後になりますが、当該議員とやり取りをした中でということでした。ポスター以外、例えば情報発信としてはSNS等いろいろあると思いますが、ポスター以外での関わりとかはございましたでしょうか。

○委員長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 自分のユーチューブ・チャンネルがいくつかありまして、その中の「移住社長なるちゃん」というチャンネルで、多古町に移住してくる前の段階から移住する流れなどを発信している、移住についての内容と、多古町についての内容を発信していくユーチューブ・チャンネルがあります。このチャンネルの中で、たこみんFMを設立するにあたって、様々な方に質問をさせていただくという企画がありまして、その中の一人として当該議員にも質問をするような動画がありました。以上です。

○委員長 他に質問はございませんか。

佐藤利治委員。

○佐藤利治委員 それでは私から1点質問させていただきます。本人とのやり取りがあって、様々なことを事前にご存じであったということと、選挙に対しての様々なご協力をしていたというふうなことがありましたが、改めてですね、今回、様々な町内の施設、学校等々にですね、きめ細やかな配架がされたという事実があります。こちらについて、当該議員から指示受けた事案、これにも他にもあれば他にどういうことがあったのか、あるのか、その点を証言をお願いします。

○委員長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 当該議員からの指示は一切ありません。以上です。

○委員長 佐藤利治委員。

○佐藤利治委員 一切ないということでありましたが、事前に知っていたこのやり取り、先ほど飯田良一委員からも質問があった件、本人とやり取りがあって、本人から様々なことを伺っていたと思います。そうでなければ、やはり、なかなか枚数の確認だったりとか、そうい

うところってできないかなと思うんですね。今一度、もう一度伺います。全くそういった指示だとか頼まれたことは一切なかったんでしょうか。

○委員 長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 選挙ポスター等に関しては、お仕事としてそちらは受注していた内容です。ポスターの内容に関してはやり取りはありました。ただし、たこみん新聞やたこみんFMに関連する内容に関して、例えば、たこみん新聞を配架する内容だったりとか、そういった部分に関しては当該議員からの指示は一切ありません。

○委員 長 他に質問はございませんか。

宇井委員。

○宇井伸征委員 それでは1点だけ。鳴滝さんの今ですね証言、先ほど伺ったのを踏まえての確認なんですけれども、今日お話伺うまでは、選挙ポスターとですね、新聞を鳴滝さんがご自身で両方把握されているというのは正直わからなかったところがございます。それを踏まえた上での質問になるんですけれども、同じ写真を使って媒体を作成した2,500部でしたっけ、毎回発行している部数があると思うんですけれども、それを4月の選挙前の期間にですね、各方面から配架、配布されたことがですね、特定に有利に働くんじゃないかというような、同じ写真を使って情報を発信するということが有利に働くんじゃないかという認識はありましたか。その確認をさせてください。よろしくお願いします。

○委員 長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 正直、そこまでは認識はありませんでした。単純にいただいた写真をそのまま使おうというところでした。ちょっと、いろいろとバタバタしていたところもあったので、その中、流れであの写真を使わせていただいたというところになります。

○委員 長 佐藤利治委員。

○佐藤利治委員 すみません。そもそもこの写真なんですけど、どなたが撮影したもので、その写真自体はどのような形式で本人からもらったんでしょうか。

○委員 長 鳴滝証人。

○鳴滝真吾証人 撮影した方に関しては、全く存じ上げません。把握しておりません。いただいた形式に関しては、普段というか、当時やり取りをしていた、たぶんラインだと思うんですけど、その中で直接メッセージ上でデータをいただいたと記憶しています。

○委員 長 他に質問はございませんか。質問がございませんので、以上で鳴滝真吾君に対する尋問を終了いたします。鳴滝真吾証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございます。ご退席をいただいて結構です。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時34分

再開します。

それでは、次に議題２ 今後の委員会の開催についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 それでは説明をさせていただきます。振り返りになりますけれども、前回第５回の委員会におきまして、証人尋問は最初に鳴滝真吾氏に対して行い、その内容を踏まえて産業経済課、学校教育課、選挙管理委員会、まちづくり機構の４箇所の当時の所属長に対しての証人尋問を行うことと決しております。

また、１日のうちに複数人の証人に対して尋問する場合は、証人尋問の時間をずらして出頭いただくことということにさせていただきます。ここで出頭していただく人数についてでございますけれども、まずは委員の皆様からの質問申出書の提出を受け、その内容を協議し、委員会において尋問事項を決定する必要があるがございます。その上で、人数について、１日のうちに出頭していただく人数についても検討することになるのではないかと思います。

したがって、次回の証人尋問のタイミングとして、９月定例会会期中ということにいたしますと、その前に、尋問事項決定のための委員会を開くことになろうかと思いますが、そういう流れでよろしいのかどうか、そちらをご協議いただければと思います。事務局からは以上です。

○委員長 ただいま、事務局から説明がありましたように、今後の委員会においても証人尋問を行います。本日の尋問を踏まえまして、次回は、既に委員会で決定しました町執行部等への尋問へと進むことでよろしいか。また、開催のタイミングは９月の定例会会期中に開催する予定とすることによいか。また、尋問事項を協議するため、定例会の前に委員会を開催する必要がありますが、具体的な開催日につきましては、事務局、または必要に応じて委員会協議会にて協議の上決定したいと思います。これらについて皆様からご意見を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

休 憩 午前１０時３７分

再 開 午前１０時３９分

○委員長 再開します。

ただ今、休憩中にありました内容をまとめさせていただきたいと思います。次の委員会は７月の中旬頃を目途とする。また、委員会開催にあたり、必要に応じて委員会協議会を開催する。その上で、それに備えまして皆様から尋問の内容について皆様からご提出をいただくと、このような形にしたいと思います。

９月定例会での証人尋問は、執行部等へ移るという形にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。よって、今後の委員会につきましては、さよう決定いたしました。

他に皆様から何かございますか。

特段ご意見もございませんので、今後の委員会は先ほど説明いたしました内容で進めていくということにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。よって、今後の委員会につきましては、さよう決定をいたしましたので、次回の証人尋問に係る委員皆様からの質問申出書の提出をお願いいたします。皆様からの質問事項を踏まえまして、委員長質問をどうするかなど決めたいと思います。よろしくお願いをいたします。

最後に、傍聴及び会議録の扱い等につきましては、尋問前の委員会にて改めて協議して決定することによろしいでしょうか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。

以上で、本日の議題は全て終了となりますが、皆様からその他として、何かございますか。

無いようでしたら、以上で本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午前10時41分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和7年6月6日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 石 渡 悦 子

署名委員 鵜 澤 茂